

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

大分厚生年金 事案 353

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和18年3月16日、資格喪失日は19年4月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月16日から19年4月30日まで

私は、C市で看板屋に勤務していた時に、軍の船の塗装をするために軍に連れて行かれた先の事業所で勤務した。

社会保険庁から当該事業所における未統合記録が判明したと聞いたので、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者期間の記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び同庁の保管する被保険者台帳並びに労働者年金保険被保険者台帳索引票において、申立人と同姓同名で生年月日が一致する基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人の妻は、「申立人は、C市の出身で、申立期間当時、同市に居住し、看板屋に勤務していた時、軍の船の塗装をするために軍に連れて行かれた先の事業所で勤務した。」と供述しているところ、社会保険庁が保管する被保険者台帳及び社会保険事務所が保管する事業所索引簿等から、A社B工場が適用事業所として存在していることが確認でき、申立人の妻の供述内容とA社B工場での業務内容がほぼ一致することから当該未統合記録は、申立人の記録であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、A社B工場に係る未統合の厚生年金保険被保険者記録から、120円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険(昭和19年10月1日以前は労働者年金保険)被保険者資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年11月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

また、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和45年1月10日、資格喪失日は同年4月1日であることが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から20年11月ごろまで
② 昭和45年1月10日から同年4月1日まで

私は、昭和14年4月から20年11月ごろまでA社に勤務した。また、昭和45年ごろ短期間だが事業所に勤務したのに、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録がない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間①当時、A社に勤務していたことが推認される。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、申立人と氏名及び生年月日が一致する手帳記号番号が昭和17年1月1

日付けで払い出されており、当該記号番号の前後の備考欄にA社と記載されていることが確認できることから、当該手帳記号番号は、申立人が当該事業所に勤務した当時に新規に払い出されたものと判断される。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿（昭和26年更新）においては、申立人の氏名を確認することができないところ、同名簿には、昭和21年当時在職していた者しか記載されておらず、健康保険整理番号に多数の欠番があることが確認できる。ちなみに、当該名簿は昭和26年に書換えされたものと推認できるところ、書換え前の名簿は、社会保険事務所に保管されておらず、記載内容を確認することができない。

なお、社会保険業務センターに照会したところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳は確認できないとしている。

加えて、申立人は、「終戦に伴う廃棄作業をして退職した。」と述べているところ、元同僚は、「終戦後、残務整理は3か月程度かかった。」と証言しており、申立人の供述と元同僚の証言が一致していることから、申立人は、少なくとも昭和20年10月31日まではA社に勤務したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当時の詳細は不明であるものの、申立人及び元同僚に係る供述内容は確からしいと認められる上、申立人に係る年金記録の管理が適切ではなかったと認められることから、申立人のA社における資格取得日は、厚生年金保険料の徴収が開始された昭和17年6月1日、資格喪失日は元同僚の証言等から20年11月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について

申立期間②については、社会保険事務所が保管するB社の申立人に係る被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録によると、当該期間に係る申立人の同社における基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が昭和45年1月10日から同年3月31日までの期間に同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、B社に係る未統合の厚生年金保険被保険者記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月4日から同年10月16日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答だった。

当時、勤務していたころの永年勤続表彰状では入社年月は昭和37年1月となっていることから、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する永年勤続表彰状及びA社への照会結果から、申立人が、昭和37年1月4日に同社に入社し、63年3月31日に退職するまで同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、当時の社会保険事務担当者二人に照会した結果、「臨時従業員としての雇用であっても、雇用した時点を入社日としていると思う。」「申立期間当時は臨時の従業員が多く、臨時の従業員は厚生年金保険に加入させていなかったが、正規の従業員となった時点から厚生年金保険に加入させていた。」とそれぞれ証言している。

また、申立人は、「入社当初、給与日は月2回あった。」と述べているところ、入社当初は臨時の従業員であったとする複数の元同僚に照会した結果、「臨時の従業員は月2回、正規の従業員は月1回の給与日があった。」「私は、昭和37年2月に臨時の従業員として入社し、当初、給与日が月2回あった。給与日が月に1回になってから厚生年金保険の控除が始まったと思う。」「私は、昭和35年5月に臨時の従業員として入社し、当初、日給500円程度で、給与日は2回だった。」とそれぞれ証言しており、社会保険庁のオンライン記録から、当該元同僚は入社して11か月後に被保険者資格を取得していることが確

認できる。これらの証言及び記録から、申立人は臨時の従業員として昭和 37 年 1 月に入社したことが推認でき、このため、当時の事業主は、上記元同僚と同様に申立人についても、入社当初からすぐには厚生年金保険に加入させなかった状況がうかがわれる。

さらに、A社が保管する厚生年金保険被保険者台帳の「資格取得年月」欄に「昭和 37 年 10 月 16 日」と記載されていることが認められ、社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等：

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 12 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 昭和 31 年 10 月 24 日から 32 年 5 月 1 日まで
② 昭和 35 年 8 月から 36 年 8 月まで
③ 昭和 36 年 8 月から 37 年 8 月まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社にそれぞれ勤務していたのに、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、勤務内容に係る申立人の供述及び複数の元同僚の証言から、申立人が、申立期間①当時、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、事業主は既に死亡している上、元同僚に照会しても申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、A社は昭和 31 年 11 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も含め、ほぼすべての従業員が申立人と同様に同年 10 月 24 日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる。

2 申立期間②については、勤務内容に係る申立人の供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間②当時、B社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録から、B社は厚生年金保険の

適用事業所としての記録は確認することはできない上、元同僚に照会した結果、「B社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」旨の証言をしているところ、当該元同僚についても当該事業所における厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

- 3 申立期間③については、勤務内容に係る申立人の供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間③において、C社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、元事業主に照会した結果、「申立期間当時は、6か月から1年程度の試用期間を設けていた。」と証言しているところ、複数の元同僚に照会した結果、「申立人は、入社当初は臨時の従業員だったと思う。当時、申立人は「事業主がすぐには社会保険に加入させてくれない。」と言っていた。また、私はC社に入社して1年以上経過して社会保険に加入した。私の知る元同僚二人の社会保険の加入状況についても私とほぼ同様であった。」「入社後、5か月ほどして社会保険に加入した。」と、それぞれ証言しており、当時、事業主は、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

- 4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 357

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 1 日から 58 年 5 月 1 日まで

私は、高校卒業後、知人の紹介により A 社に入社した。

厚生年金保険の加入記録が昭和 58 年 5 月からとなっており、それ以前の記録が無いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の供述及び事業主の証言から、申立人が、昭和 56 年 5 月から A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び標準報酬月額決定通知書の控えの「資格取得（雇入）年月日」欄に「昭和 58 年 5 月 1 日」と記載されていることが認められ、社会保険庁のオンライン記録と一致することが確認できる。

また、事業主に照会した結果、「当時の関連資料は無く、詳細は不明であるものの、申立期間当時、申立人は正規の従業員ではなく見習いとして雇用することになり、厚生年金保険には加入させていなかったため、給与から保険料を控除していないと思う。」と証言しているところ、複数の元同僚も、「申立人は、申立期間当時、正規の従業員ではなく見習いだった。」とそれぞれ証言しており、事業主は、申立期間当時、申立人を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

さらに、申立期間において、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票において申立人の氏名は確認できず、健康保険厚生年金保険被保険者整理番号にも欠番は無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。